

ご家族の異動があったら、届出が必要です

被扶養者資格がないにもかかわらず、当組合の保険証を使って病院にかかった場合、後日、医療費を返還していただくことになりますのでご注意ください。

こんな場合、
被扶養者から
はずれます



例① 就職して他の健保組合等の被保険者になった

重要 パート・アルバイト等、
短時間勤務をされている方へ

平成 28 年 10 月 1 日から、以下に該当する方は勤務先の健康保険に加入しますので、勤務先にご確認ください。

- ① 週 20 時間以上勤務
- ② 月額賃金 88,000 円 (年収106万円) 以上
- ③ 勤務期間 1 年以上

※ 学生は除外

※ 500 名以下の会社は、平成 29 年 4 月 1 日から労使の合意がされている場合のみ加入

例② パート・アルバイト・年金等の収入が

年間 130 万円 (月平均 10 万 8,333 円) を超えた

※ 60 歳以上の方は年間 180 万円 (月平均 15 万円)

例③ 結婚して相手の加入する健保組合等の被扶養者になった

例④ 同居していた義理の親と別居した

届出
方法

異動理由の発生日から5日以内に、「被扶養者(異動)届」に、該当する被扶養者の保険証を添付して、在籍事業所(出向している方は出向元)の担当者に提出してください。任意継続被保険者は当組合に直接提出してください。

※届出用紙は、当組合ホームページからダウンロードできます。

ミサワ健保 家族の異動

検索

クリック

ご家族の認定基準が変更になりました

平成 28 年 10 月 1 日から、ご家族の範囲や認定に必要な手続き等が変更になりました。

詳しくは、当組合ホームページをご覧ください。

住所が変わったら届出が必要です

健康診断のご案内や大切なお知らせをご自宅へお届けするため、
転居時には住所変更届をご提出ください。

届出
方法

「住所変更届」に記入のうえ、在籍事業所(出向している方は出向元)の担当者に提出してください。任意継続被保険者は当組合に直接提出してください。

※届出用紙は、当組合ホームページからダウンロードできます。

ミサワ健保 住所が変わったとき

検索

クリック



保険証の紛失にご注意ください!

しまい忘れや盗難など、保険証を紛失されるケースが目立っています。保険証を紛失した場合、金融機関などのカードと違い、利用停止はできません。なりすましなど悪用される場合もありますので、厳重に取り扱われますようお願いいたします。

特に小さなお子さまの保険証は、保護者がきちんと管理されますようお願いいたします。